アルコール健康障害対策関係者会議(第23回) 質問事項回答

No	委員名	内容	担当省庁	回答
1	予 放安貝	5の飲酒運転に関するもので担当省庁は警察庁です。取消処分者講習で、「地域の相談治療機関リストの提供や自助グループの活用等により、アルコール依存症のおそれのある者が相談や治療を受けに行くきっかけとなるよう取り組んだ」ととあるのですが、どれぐらいの自治体がリストの提供をしたり、自助グループに来てもらって話をしてもらうというようなことをやっているのでしょうか。あまり聞かないものですから、どのぐらいやっているのかを聞きたいということです。	警察庁	医療機関及び相談機関等のリストの提供については、46都道府県で行っている(令和元年中)。 また、講習の中で飲酒事故被害者のご遺族の手記を朗読したり、ご遺族が出演する視聴覚教材等を視聴したりしている。なお、自助グループや被害者遺族等の方による講話形式を講習に取り入れている都道府県は、令和元年中はなかった。
2		条例で受診義務を盛り込んでいる自治体がありますが、例えば大阪府は、条例がなくても警察から受診を勧める、促すという取組も行っているのです。今後、これを広めるのに、条例なしで全国的に広げるという可能性はあるのかどうかをお聞きしたい	警察庁	受診に関する取組は、医療・福祉部門をはじめとする都道府県や医療機関の連携が 必要であり、各都道府県における実情に応じ、それぞれの役割を果たす体制・仕組み を構築することが不可欠であることから、条例に基づいた取組が望ましいと考える。
3	今成委員	年齢層や要因、背景等の分析ということですが、これはどこに公表されていますか。 最近、高濃度や酒酔、日中の飲酒運転が増えているというニュースを見ましたが、それが、このデータ分析から出ているということでしょうか。それから、ニュースで、免許取り立ての若者の飲酒運転というのが結構目立つのですが、実際にデータとしてはどうでしょうか。	警察庁	【飲酒死亡事故件数の推移】 年齢層や要因等の分析は、交通事故発生状況に基づき行っており、警察庁ウェブサイトの飲酒運転根絶のページにおいて公表している。 < https://www.npa.go,jp/bureau/traffic/insyu/info.html > 【取締り件数の推移】 ・過去5年間(平成27年から令和元年までの間)の飲酒運転の取締り件数を分析すると、酒酔い運転と酒気帯び(呼気0.25mg/以上)運転の取締り件数が占める割合は7割前後であり、その割合は増加傾向にある。(下記ウェブサイト「交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」参照) < https://www.npa.go,jp/publications/statistics/koutsuu/toukeihyo.html > ・取締り件数を時間帯別に分析すると、22時から6時までの取締り件数が約6割を占めている。また、被疑者の成人・少年の内訳数で分析すると、少年が全体の約2%を占めており、横ばいで推移している。(別添「平成27年から令和元年における飲酒運転取締り状況」参照)
4		暴力、虐待、自殺未遂、酩酊者保護から保健所に通報というのが、600件で横ばいなのですが、これは酩酊者保護全体のうちの何割ぐらいになるのでしょうか。通報しているものというのは、何割ぐらいに当たるのでしょうか。	警察庁	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第7条は、警察官が、当該酩酊者についてアルコール慢性中毒者又はその疑いのある者と認めた場合に通報することを定めている。平成30年中に警察が保護した泥酔・酩酊者は80,754人であるため、通報した割合は0.75%となる。
5	今成委員	「相談・支援」について厚労省に質問です。相談拠点の明確化と周知という所で、センターと保健所の相談件数が増えていないのですが、明確化と周知をしていれば増えると思うのですが、周知ができていないということでしょうか。	厚生労働省 (障害保健福祉部)	相談件数の増減については様々な要因が考えられるところであるが、例えば早期に 医療機関につながることで保健所等での相談件数に影響することも考えられる。ま た、電話、メールを加えた相談件数をみると増加傾向にあり。第2期においても引き続 き、相談拠点の啓発、周知について推進してまいりたい。

No	委員名	内容	担当省庁	回答
6	樋口委員	相談件数について、1人の人が何回も来た場合には回数を数えているのですか。それとも、延べ人数なのか。ギャンブルの精神保健福祉センターなどでの数が急に増えてきていますが、最近、いろいろなところで介入をしていてその方々がカウントされているのかと思ったものですからお聞きしました。	厚生労働省 (障害保健福祉部)	精神保健センター及び保健所における相談件数についての「延べ人数」となる。
7	写 似安貝	7番目の「社会復帰の支援」について、厚労省労働基準局だと思います。休職からの復職、継続就労という項目です。「企業や医療機関等に対して、事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインの普及啓発を実施した」とあるのです。それで、このガイドラインを読んでみたのですが、「依存症」という言葉は一切出てきません。大きく打ち出しているのは、がん、脳卒中、気管支、難病で精神疾患、精神障害は言葉が幾つか出ているだけで、メインに打ち出してはいません。「依存症」という言葉は1つも出てきません。ということなので、この項目で言っている「アルコール依存症の当事者の休職からの復職・継続就労について偏見なく行われるよう、他の疾患同様に職場における理解や支援を促す」という項目に、これが当たらないのではないかと思いました。	厚生労働省 (労働基準局)	「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」で対象としている疾患は、反復・継続して治療が必要となる疾患としており、特定の疾患を対象にしていないが、当ガイドラインに沿って事業場の環境整備を行うことは、アルコール依存症当事者の復職・継続就労にも資すると考えられる。
8	堀江委員	2018年度の依存症専門医療機関における新規患者数ということですが、この依存症専門機関というのは都道府県の基本計画で指定された機関という意味ですか。まだ2018年度は、それほど多く指定されていなかったと思いますが、それでも1万人弱の新規患者がいたということは、これから全国で全て指定されればもっと増えるということも分かると思います。このときにどの都道府県のデータなのかということが分かれば、本日分からなければ次回までに教えていただけたらと思います。それをもとに分析しないと、全国で1万人だと思われてしまうと思います。多分、すごく限られた都道府県でのデータですよね。そういう意味ですよね、この依存症専門医療機関というのは、指定されたということですか。資料2の11ページの2018年度依存症専門医療機関における新規患者数のデータのもとを詳しく教えていただきたい。この依存症専門医療機関は、各都道府県が指定した専門医療機関なのかどうかということと、2018年度は非常に少ない県でしかまだ指定されていなかったので、どの都道府県のデータなのかということを教えていただきたいという要望です。	厚生労働省 (障害保健福祉部)	・新規患者数については、都道府県で指定を受けた専門医療機関となる。 ・ご指摘を踏まえ、当該資料における対象医療機関数(95機関)、自治体数(24自治体)について資料(7/31参考資料2)に追記している。また、本年3月末時点、専門医療機関は157機関(37自治体)に増加している。
9	稗田委員	教育の所ですが、文科省に聞きたいのですが、コア・カリキュラムの所で医師や看護師とありますが、ほかにも社会福祉系や介護など、それぞれカリキュラムを持っているのですが、その辺りは何かされたりしていませんか。私がいろいろ調査をしたところでは、なかなか厚労省や文科省が出している教育のカリキュラムと地方のテキストにそれを落とし込めていないなど、そういう問題が幾つかあるのが分かってきているのですが、その辺りはいかがと思いお尋ねしたいと思います。	文部科学省	福祉・介護分野では、社会福祉士や精神保健福祉士における養成課程のカリキュラムにおける教育内容の例として、アルコール問題や依存症への対応が示されている。令和元年度に、厚生労働省の検討会における検討内容を踏まえ、現行の養成カリキュラムの改訂が行われ、今後、各養成施設における準備期間を経て新たなカリキュラムが令和3年度より順次導入される予定であり、文部科学省においては、それらが適切に実施されるよう注視してまいりたい。

平成27年から令和元年における飲酒運転取締り状況 (飲酒状況別、時間別、成人及び少年内訳)

① 平成27年から令和元年における「酒酔い」「酒気帯び0.25以上」「酒気帯び0.25未満」の取締り件数

		平成27年	平成28年	平成29年 平成30年		令和元年
酒	卆し	565	559	566	559	495
酒気帯び	0.25以上	17, 790	17, 873	18, 564	18, 735	18, 141
はえまり	0.25未満	8, 309	7, 991	8, 065	7, 308	6, 798

② 平成27年から令和元年における飲酒運転の時間別の取締り件数

			6時台	8時台	10時台	12時台	14時台	16b時台	18時台	20時台	22時台	0 時台	2 時台	4 時台
	違反種別	合 計	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
			7時台	9時台	11時台	13時台	15時台	17時台	19時台	21時台	23時台	1 時台	3 時台	5 時台
	酒酔い	565	29	19	28	24	40	39	56	58	81	91	65	35
平成27年	酒気帯び (0.25以上)	17, 790	943	658	713	580	757	1, 010	1, 020	1, 533	2, 862	3, 488	2, 643	1, 583
	酒気帯び (0.25未満)	8, 309	434	281	328	225	323	334	472	778	1, 596	1, 799	1, 122	617
	酒酔い	559	20	30	34	32	39	48	58	48	76	91	61	22
平成28年	酒気帯び (0.25以上)	17, 873	971	639	685	584	748	926	1, 041	1, 549	2, 747	3, 660	2, 650	1, 673
	酒気帯び (0.25未満)	7, 991	445	261	296	240	302	333	430	725	1, 404	1, 745	1, 122	688
	酒酔い	566	13	26	34	22	38	36	50	71	98	79	54	45
平成29年	酒気帯び (0.25以上)	18, 564	1, 043	706	773	606	787	955	1, 106	1, 490	2, 805	3, 815	2, 862	1, 616
	酒気帯び (0.25未満)	8, 065	470	291	302	246	287	340	424	718	1, 456	1, 698	1, 071	762
	酒酔い	559	20	21	24	35	36	45	50	73	90	84	57	24
平成30年	酒気帯び (0.25以上)	18, 735	1, 228	785	802	625	782	966	1, 009	1, 511	2, 728	3, 795	2, 752	1, 752
	酒気帯び (0.25未満)	7, 308	509	318	328	211	285	290	405	616	1, 199	1, 479	986	682
	酒酔い	495	23	20	33	24	23	46	47	51	76	78	52	22
令和元年	酒気帯び (0.25以上)	18, 141	1, 321	825	857	655	797	1, 013	964	1, 450	2, 444	3, 569	2, 470	1, 776
	酒気帯び (0.25未満)	6, 798	536	314	339	205	257	323	334	564	1, 101	1, 337	886	602

③ 平成27年から令和元年における飲酒運転の被疑者の成人・少年の内訳

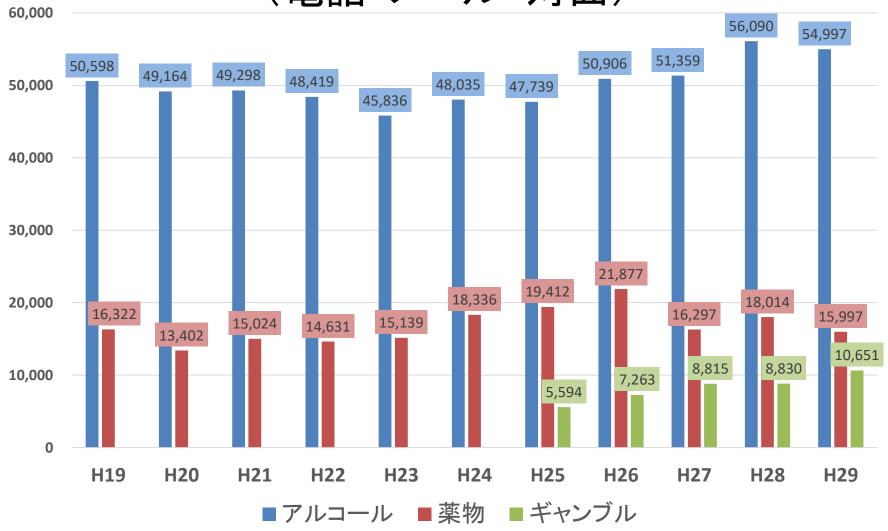
			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
酒酔い 成人			556	554	560	550	491	
/日日+ 6 、		少年	9	5	6	9	4	
	0. 25以上	成人	17, 484	17, 531	18, 261	18, 408	17, 828	
酒気帯び		少年	306	342	303	327	313	
超気帯ひ		成人	8, 092	7, 765	7, 837	7, 095	6, 615	
		少年	217	226	228	213	183	

[※] 上記数値は、飲酒運転(酒酔い・酒気帯び)により告知・送致された件数である。(物損事故による端緒も含む。)

[※] 人身事故により送致された件数は含まない。

精神保健福祉センター及び保健所における相談件数

(電話・メール・対面)



※出典:保健所については「地域保健・健康増進事業報告」より、精神保健福祉センターについては「衛生行政報告例」より引用 ※電話・メール・対面での延べ件数を集計 ※H22年度の調査では宮城県のうち仙台市以外の保健所、精神保健福祉センターは含まれていない。 ※ギャンブルに関する相談件数は平成25年度調査より把握している。